

今後の検討課題について

平成30年5月22日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

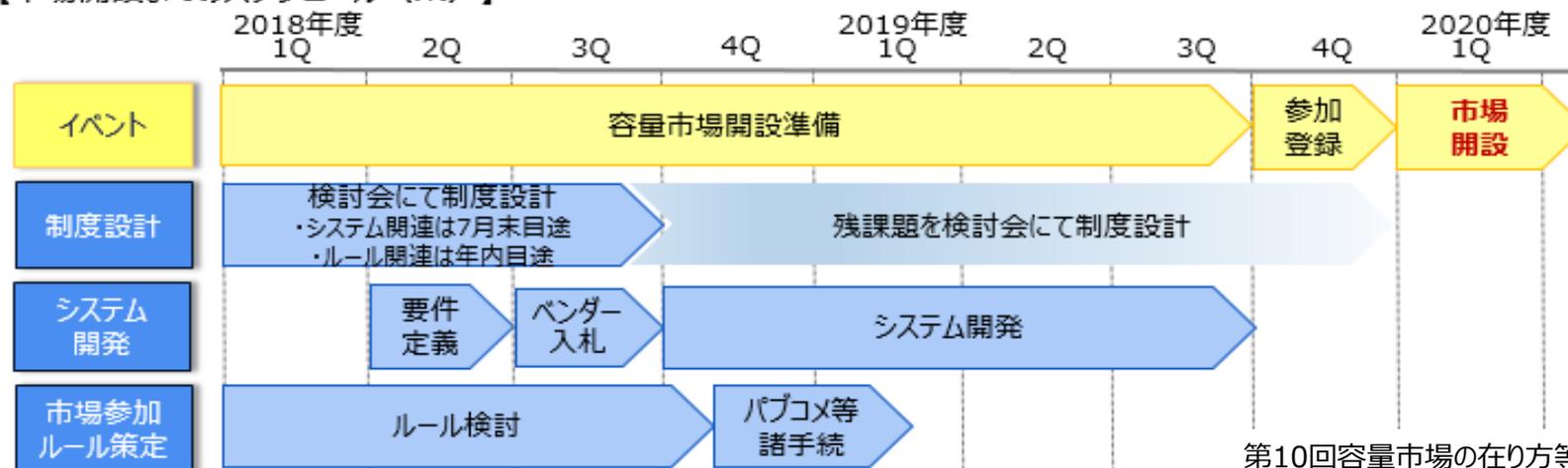
- 前回の検討会にて、当面の検討会での議論内容を整理し論点を示すこととした。
- したがって次頁以降にて論点を洗い出し、システム開発のために決定すべき論点と市場参加ルール策定のために決定すべき論点に分け整理を行った。

4.まとめ

5

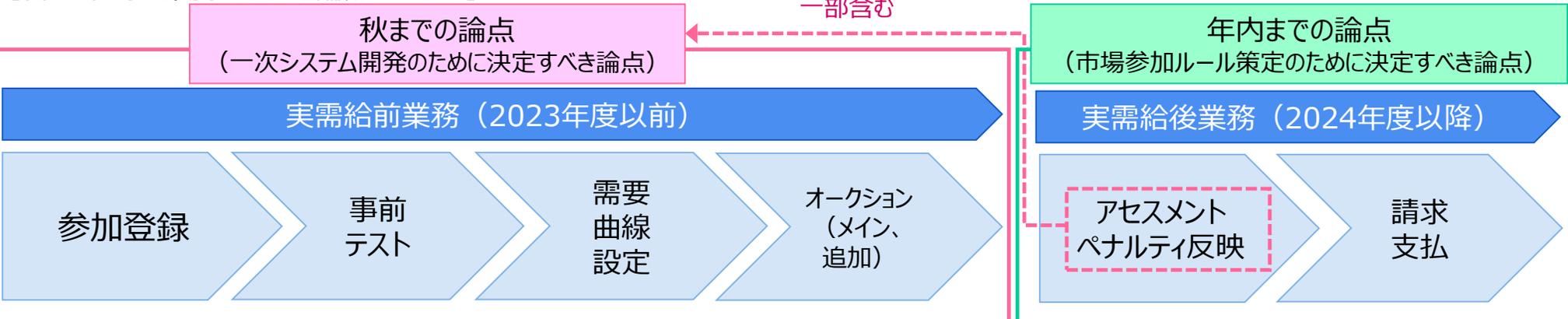
- システム開発のために決定すべき論点は、実需給前業務における論点が中心と考えられる。また、市場参加ルール策定のために決定すべき論点は、実需給後業務を含めた全体の業務項目のうち、関係する論点を扱うものと考えられる。
- 市場開設までのスケジュールを勘案すると、今後の検討会においては、
 - ・システム開発のために決定すべき論点については、2018年7月末
 - ・市場参加ルール策定のために決定すべき論点については、2018年12月末
 を目途にとりまとめる方向で、当面の検討会での議論内容を整理し、次回以降ご議論いただくこととしたい。

【市場開設までのスケジュール（案）】



- 前回の検討会にて、容量市場開設当初から必要となる業務を実需給前業務と整理した。このため、初回オークションを実施するために必要な一次システム開発のために決定すべき論点は、実需給前業務の内容のすべてが含まれると整理出来る。
- また、電源等がどのように区分され、どのような観点でアセスメントされ、ペナルティ反映されるか、といった判定を行うための管理項目等については、最終的なシステムの作り方、規模等に大きな影響を与えるため、当面のシステム実装内容の検討時から整理しておく必要があることを踏まえて、実需給後業務の一部分も、一次システム開発のために決定すべき論点と整理した。
- なお、例えば調達目標量や需要曲線の指標価格等の考え方等は、一次システム開発の観点から決定する必要があるが、具体的な水準等については引き続き議論する予定である。ただし、本資料では、考え方を整理する観点から、一旦市場参加ルール策定のために決定すべき論点に含めて位置づけた。
- **まず、一次システム開発のために決定すべき論点につき優先的に議論し、秋までの取り纏めを目指したい。その後、市場参加ルール策定のために決定すべき論点につき議論し、年内を目途に取り纏めることとしたい。**

【容量市場の業務の流れと論点について】



2.検討項目について②

| 論点 | 検討事項 | 秋〆 | 年内〆 |
|----------------------------------|---|----|-----|
| ①容量オークション外の相対取引の扱い (集中型の容量市場) | <ul style="list-style-type: none"> 従来相対契約と実質的に等価な取引が実現しない場合の精算方法 | | ○ |
| ②発電事業者等の容量オークションへの参加 | <ul style="list-style-type: none"> 発電事業者等の定義(小規模電源や自家発等の参加方法並びにそれ以外の電源等の有無等) 発電事業者等による市場支配力行使の防止策(やむを得ない事情がある等の理由なく、一度不参加を選択した電源等は、一定期間は再び参加できないようにする等) | ○ | |
| ③容量市場の参加者の位置づけ | <ul style="list-style-type: none"> 容量確保契約(仮称)に記載する具体的な内容や契約締結タイミング | | ○ |
| ④容量市場で取引される電気の価値 | - | | |
| ⑤容量市場の対象範囲と費用負担の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 具体的な供給力の量は、広域機関における調整力の在り方の検討結果や需給の状況等を踏まえ、必要に応じて見直し 具体的な費用負担の在り方は、広域機関における調整力の考え方の検討状況や今後の託送料金査定の方等を踏まえ、適切に見直し | | ○ |
| ⑥容量市場の地理的範囲 | <ul style="list-style-type: none"> 連系線制約により市場分断し、容量市場による徴収額と支払額に差額が発生した場合の扱い | ○ | |
| ⑦目標調達量 | <ul style="list-style-type: none"> エリア別の供給信頼度の考え方については、今後の広域機関における検討状況に応じて、適宜、見直し | | ○ |
| ⑧容量確保時期と契約期間 | <ul style="list-style-type: none"> 新設電源を念頭とした複数年の契約期間オプションの設定 | ○ | |

2.検討項目について③

| 論点 | 検討事項 | 秋✕ | 年内✕ |
|--------------------|---|----|-----|
| ⑨メイン・追加オークションの位置づけ | ・追加オークションの具体的な設計 | ○ | |
| | ・メインオークションと追加オークションの具体的な配分 | | ○ |
| ⑩需要曲線の設定 | ・需要曲線の詳細については、我が国の電力供給構造や容量の確保見通し等を踏まえ、広域機関において検討（NETCONEの指標価格の算定、モデルプラント設定や回収期間の考え方、目標調達量の設定、需要曲線の傾きや上限設定、約定方法等） | | ○ |
| ⑪オークション制度の設計 | ・参加登録時に求める情報の具体的な設計（最低容量、最小単位、エビデンス等） ・発電事業者等間の差し替え電源等の交渉サポート（掲示板取引等）の方法 ・電源差し替えの要件と妥当性の確認方法 | ○ | |
| | ・売惜しみによる市場価格の高騰を防ぐため、差し替えが過度に必要なとならないようなペナルティの水準や監視の在り方等 | | ○ |
| ⑫費用精算の考え方 | ・支払遅延や不払の発生に備えた保証金の徴収や保険の活用などのリスクヘッジのための仕組み等 ・発電事業者等のペナルティ額の算定や精算方法 | | ○ |
| ⑬容量市場におけるリクワイアメント | ・リクワイアメントとアセスメントの詳細検討 ・調整機能を有している電源等のうち、ゲートクローズ以降の供給余力として参加可能なものについては、需給調整市場で検討される仕組みに基づいて、調整力として利用可能な状態となっていること | ○ | |

2.検討項目について④

| 論点 | 検討事項 | 秋✕ | 年内✕ |
|--------------------|---|----|-----|
| ⑭ペナルティ | <ul style="list-style-type: none"> ・ペナルティの詳細については、経済的ペナルティと参入ペナルティの強度とバランスを考慮し、広域機関における検討結果も踏まえて最終的に決定 ・経済的ペナルティの詳細検討（時期に応じた重み付け 等） ・追加的金銭ペナルティの詳細検討（落札保証金の設定有無 等） ・参入ペナルティの詳細検討 ・ペナルティ算定結果の告知、免責申告等の仕組み | ○ | |
| ⑮電源の立地や特性等に鑑みたkW価値 | <ul style="list-style-type: none"> ・電源等の具体的な調整係数の算定方法等は、広域機関において技術的に検討 ・DRの具体的な調整係数の算定方法等は、必要に応じて落札量の上限を設定することも含め、広域機関において技術的に検討 | ○ | |
| ⑯小売電気事業者への費用請求の考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・費用請求の詳細検討 | | ○ |
| ⑰新設・既設の区分、経過措置 | <ul style="list-style-type: none"> ・「①販売先未定電源を有する事業者と相対契約を希望する新電力とのマッチング」「②電源開発や電源確保を希望する新電力と廃止・休止予定電源を有する事業者とのマッチング」のような取り組みを実現するための方法として、他の市場との関係に留意しつつ、掲示板での情報提供の仕組みを設けること等について検討 | | ○ |
| ⑱市場支配的な事業者への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・諸外国における例を参考にしつつ、制度の詳細を検討 | | ○ |

2.検討項目について⑤

| 論点 | 検討事項 | 秋〆 | 年内〆 |
|--------------------|--|----|-----|
| ⑱他制度との整合性 | <ul style="list-style-type: none"> ・FITの適用を受けているバイオマス混焼設備の扱い ・コネクト&マネージの扱い | ○ | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・主に調整力等に用いられる電源等については、調整力として活用されることを念頭に、リクワイアメントにおける要件を変更することとし、詳細について検討 | | ○ |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・信頼度評価の具体的な方法や、供給計画及び需給検証との関係については、広域機関において検討 | | ○ |
| ⑳容量市場の情報公開・フォローアップ | <ul style="list-style-type: none"> ・容量市場の具体的な情報公開内容及び方法 ・容量市場運用開始後の効果検証及びフォローアップ | | ○ |